

### 第3 建築物の床面積及び階の取り扱い

消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定及び階の取り扱いは、次によること。●

1 建築物の床面積の算定

建築基準法令によること。

2 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

前1の建築基準法令によるほか、次によること。

(1) ラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ等の算定については、次によること。

ア 平成10年7月24日消防予第119号「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインについて」によること。

イ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック(広がりをもった床板(グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。))を有し、階層が明確なものをいう。)については、階層ごとに床があるものとして算定すること。

(2) 政令第13条第1項第4欄に規定する「自動車の修理又は整備の用に供される部分(以下この項において「修理又は整備の用に供される部分」という。)」の床面積等は、次によること。

ア 修理又は整備の用に供される部分に接続する室等(事務所その他これらに類する室を除く。)は床面積に算入すること。

ただし、次により防火上有効に区画された場合、政令第32条の規定を適用し、修理又は整備の用に供される部分から除くことができる。

(ア) 壁、床、天井が不燃材料で造られていること。

(イ) 屋内に面する窓及び出入口の戸は、常時閉鎖式の防火戸とすること。

なお、出入口の戸については、常時閉鎖式又は煙感知器(消防法施行規則第23条第4項第1号ニに規定する部分にあつては、同条第6項第1号に定める熱感知器)の作動と連動して閉鎖する防火戸とすることができる。

(ウ) 屋内に面する換気口(ガラリ等)は、防火設備(火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。)が設けられていること。

(エ) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合には、当該管と不燃区画とのすき間をモルタル等の不燃材料で埋めること。

(オ) 換気、暖房又は冷房設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを設けること。

(カ) 大型消火器が区画毎に歩行距離30m以下となるように設けられていること。

イ 修理又は整備の用に供される部分に接して設ける次の部分は、床面積に算入すること。

(ア) 作業場

(イ) 解体場

(ウ) 塗装場

(エ) 洗車場

- (オ) 部品庫
- (カ) 油庫
- (キ) 自動車の修理又は整備のように供される部分に接して設ける庇又は車路
- (ク) 修理又は整備のための車両の駐車場
- (ケ) その他これらに類するもの

(3) 駐車のために供する部分の床面積等は、次によること。

ア 車路は、床面積に算入するものであること。

ただし、上部が開放されている部分は、算入しないものとする。

イ 駐車のために供しない部分を介して、2箇所以上の駐車のために供する場合は、それぞれの駐車のために供する部分(駐車のために供する部分と駐車のために供しない部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。)ごとに床面積を算定すること。

ウ タワー方式の機械式駐車場(昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、建築物に限る、以下同じ。)及び機械式駐輪場(昇降機等の機械装置により自転車を駐輪させる構造のものをいい、建築物に限る。)の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。

エ 高架工作物(高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物をいう。)の下に設ける政令別表第1に掲げる防火対象物に付随する駐車のために供する部分は、柵又は扉により囲まれた部分の当該工作物の水平投影面積を床面積として算入すること。

オ 多段方式の機械式駐車場(昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、工作物に限る。以下同じ。)の収容台数の算定方法について、機械式駐車場を複数近接して設置した場合、設置される機械式駐車場相互の間隔が6m未満となるものにあつては、防火壁その他防火上有効な構造のもの(以下この項において「防火壁等」という。)により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車場の収容台数を合計し、政令第13条を適用する。

なお、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合の取り扱いは、次のとおりとすること。

(ア) 耐火構造とし、かつ、自立構造とすること。

(イ) 機械式駐車場の両端から50cm以上、最上段の車両の頂部より50cm以上突出させること。

(ウ) 防火壁等には、配線、配電管が貫通する場合を除き、その他の開口部を設けないこと。

(エ) 配線、配電管が、防火壁等を貫通する場合には、当該管と防火壁等のすき間をモルタル等の不燃材料で埋めること(雨水処理のための排水管を除く。)

(4) 修理又は整備のために供される部分及び駐車のために供する部分が隣接する場合、これらの部分は一般火災の特性と自動車の燃料タンク内のガソリン又は軽油による火災の特性の両方を有しており、出火危険及び延焼危険が高く、かつ、消火困難性を有することから、前(2)及び(3)のとおり算定し床面積を合算するものであること。

ただし、(3)イに定める区画を有した場合は、それぞれの部分ごとに床面積を算定すること。

- (5) 政令第13条第1項第6欄に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備(以下この項において「電気設備」という。)が設置されている部分」及び政令第13条第1項第7欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分(以下この項において「鍛造場等」という。)」の床面積の算定は、次のいずれかによること。

ただし、防火対象物の屋上に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては、次のイによること。

ア 不燃区画された部分の場合

不燃材料で造られた壁、柱、天井(天井のない場合は、はり及び屋根)及び床で区画された部分(以下この項において「不燃区画」という。)の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

- (ア) 屋内に面する出入口、窓の開口部は、常時閉鎖式の防火戸が設けてあること。  
ただし、使用形態上、自動閉鎖装置付きのものを用いることが困難な場合においては、随時閉鎖式の防火戸とすることができる。
- (イ) 屋内に面する換気口(ガラリ等)に、防火設備(火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。)が設けられていること。
- (ウ) 換気、暖房又は冷房設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。
- (エ) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と不燃区画とのすき間をモルタル等の不燃材料で埋めること。
- (オ) 屋外に面する開口部に、防火設備が設けられていること。

イ 水平投影による部分の場合

電気設備又は鍛造場が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面積の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分(以下この項において「水平投影による部分」という。)の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。

- (ア) 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積(水平投影による部分の床面積が重複する場合は、重複加算しない。)とすること。
- (イ) 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。

この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあつては、前アによる防火設備が設けられていること。

- (6) 鉄道の停車場で延長方向の一面以上が直接外気に開放されたプラットフォームは、床面積に算入しないことができるものであること。(上屋の屋根が2以上のプラットフォームにわたって連続して設けられたものを除く。)
- (7) 鉄道の地下停車場の床面積は、次により算定すること。

ア 改札口内にあつては、軌道部分を除き、すべてを算入する。

イ 改札口外の地下道にあつては、改札口、駅務室等の施設から歩行距離 20m以内の部分  
を算入すること。

ただし、20m以内に常時閉鎖式又は随時閉鎖式(二段降下方式のものを含む。)の特定防  
火戸で区画されている場合は、当該特定防火戸の線で囲まれた部分までとすることができる。

(8) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さが概ね奥行の2倍以上と  
なる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

ただし、収容人員の算定にあつては、当該観覧席の部分を含むものであること。

### (9) 準地下街の範囲

政令別表第1(16の3)項に規定する防火対象物(以下この項において「準地下街」という。)の  
床面積は、次により算定すること。

ア 準地下街の地下道は、建築物の地階の各部分から歩行距離が 10m(10m未満の場合は、  
当該距離)以内の部分の床面積に算入するものであること。

ただし、当該地下道に常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸が設置されている場合は、  
当該特定防火戸の線で囲まれた部分までとすることができる。

イ 政令別表第1(16の3)項の規定中「建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたも  
の」には、複数の建築物の地階又は地下にある複数の建築物で、地下道との接続部分の開  
口部(建基令第 123 条第3項第1号に規定する付室を介して接続するものを除く。)の面積(  
常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸を有する開口部にあつては、当該開口部の面積  
の2分の1の面積とする。)の合計(相互間の歩行距離が 20m以内の距離に存する開口部の  
面積の合計をいう。)が 40 m<sup>2</sup>以上となるものが該当するものとして取り扱うものであること。

ウ 鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であつて当該部分が耐火構造の壁又  
は常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式(二段降下方式のものを含む。)の特定防火戸で区画され  
ている区域は、政令別表第1(16の3)項に掲げる防火対象物の「建築物」及び「地下道」に該  
当しないものとして取り扱うものであること。

(10) 防火対象物の一部に法第 10 条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所(以下  
この項において「危険物施設」という。)が存する場合、法第 17 条第1項で定める消防用設備等  
の設置にあつての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。

なお、危険物施設部分の消防用設備等は、法第 17 条第1項に定める基準でなく、法第 10 条  
第4項に定める基準によるものであること。

(11) 階に対する消防用設備等の規定の適用にあつて、同一階が屋外空間等を隔てている場合  
又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定する  
ことができるものであること。

## 3 階数の算定

建築基準法令によること。

#### 4 居室の定義

居室、廊下、その他(非居室)の区分については、建基法によることとなるが、天井高、床高、換気、階段・廊下の寸法、直通階段までの歩行距離及び室の用途により決定されるため、一般的な名称だけでは、区分できない場合があるため注意を要する。

##### (1) 一般的な居室の例

居間、寝室、台所、食堂、書斎、応接間、事務室、売場、会議室、作業室、病室、診療所、宿泊室、観覧席、調理室、教室、客室、控室など

##### (2) 一般的な非居室の例

玄関、廊下、階段室、便所、洗面所、浴室、脱衣室、倉庫、納戸、無人機械室、更衣室、給湯室、自動車車庫、リネン室など

##### (3) 浴室、脱衣室は、住宅の場合は居室とみる必要はないが、公衆浴場や温泉の共同浴場のように入が入れ替わり、継続して使用するものは居室とみる。

また、厨房(調理室)は一般的に居室であるが、住宅や共同住宅の小規模な専用の台所は、居室とみなさない場合もある。倉庫や機械室でも、人が常駐している部分は居室とみなすことがある。